

お客様各位

SMBC日興証券株式会社

## NISA (少額投資非課税制度) ご利用にあたってのご留意事項

NISA口座の開設をご検討されているお客様におかれましては、NISAパンフレットに記載されている内容に加えて、下記ご留意事項についてご確認くださいませようお願いいたします。

### 【ご留意事項】

#### 1. 同一年においてお一人様一口座(一金融機関)の開設となります

NISA口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年において一人一口座(一金融機関)しか開設できません。当社で取り扱うNISA対象商品は上場株式、ETF、上場REIT、公募株式投資信託、上場新株予約権付社債、上場優先出資証券です。

※複数の金融機関で重複してお申し込みの場合、口座開設までに相当の時間を要する場合があります。

※NISA口座で保有する有価証券を非課税扱いのまま(NISAのまま)、他社へ移管することはできません。

#### 2. 損益通算・繰越控除はできません

NISA口座の損失は、NISA口座以外(一般口座や特定口座)で保有する有価証券の売買益や配当金等との損益通算はできず、その損失の繰越控除もできませんのでご了承ください。

#### 3. 非課税枠の再利用はできません

NISA口座で保有している有価証券を一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。また、年間120万円までの非課税枠のうち、未使用分を翌年以降に繰り越すこともできません。

#### 4. 上場株式等の配当金を非課税にするには

NISA口座で保有している上場株式等の配当金を非課税にするためには、配当金の受取方法を「株式数比例配分方式(配当金を証券会社のお取引口座で受取る方法)」にする必要があります。「株式数比例配分方式」のお申し込みにあたっては、申請書ご記入例の【配当金受取方法のお申し込みについてのご留意事項】を十分にご確認ください。

※NISA口座で保有している上場株式等の配当金について非課税措置の適用を受けるためには、株主権利確定日(決算期日または中間決算期日)までに「株式数比例配分方式」に変更する必要があります。

#### 5. 投資信託における元本払戻金の課税について

投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、NISA口座での保有であるかどうかにかかわらず非課税のため、NISA制度上の非課税メリットを享受できません。なお、当社ではNISA口座で保有する投資信託の分配金を再投資する場合には、課税口座(一般口座や特定口座)で管理されます。

NISA口座については、SMBC日興証券のホームページでご確認いただけます。

で

また、NISA専用ダイヤル ☎ 0120-250-246でも承っております。

受付時間:平日9:00~18:00 / 土・日9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く

# ニーサ NISA口座開設の流れ

## ステップ1 マイナンバーの告知がお済みかどうかご確認のうえ、必要な書類をご用意ください。

NISA口座の開設にあたっては、弊社へマイナンバーの告知をしていただく必要があります。すでに弊社へマイナンバーの告知をいただいている場合、再度告知をしていただく必要はありません。




### SMBC日興証券にマイナンバーを告知している場合

#### 本人確認書類

本人確認書類(1点)のコピーをご用意ください。なお、店舗でのお申し込みの場合は原本をご用意ください。  
○運転免許証、健康保険証 等 (顔写真の有無は問いません)

### SMBC日興証券にマイナンバーを告知していない場合

[A][B][C]の書類をそれぞれご用意ください。なお、店舗でのお申し込みの場合は、[A][B]の原本をご用意ください。

| [A]個人番号(マイナンバー)確認書類   | [B]本人確認書類   | [C]個人番号(マイナンバー)告知書兼提供書 |
|---|---|------------------------|
| 個人番号カード<br>(両面のコピー)  | [A]で個人番号カードをご用意いただいた場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。   | 同封の書類へご記入ください          |
| 通知カード<br>(コピー)      | 「写真つき本人確認書類」の場合は1点、「写真なし本人確認書類」の場合は2点ご用意ください。<br>○写真つき本人確認書類(1点)<br>運転免許証(運転経歴証明書)、旅券 等<br>○写真なし本人確認書類(2点)<br>住民票(注)、健康保険証、印鑑証明書、国民年金手帳 等 |                        |
| 住民票<br>(個人番号あり)    | (注) [A] 番号確認書類が住民票(個人番号あり)の場合、[B]本人確認書類として兼用できます。   |                        |

## ステップ2 「非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書 (NISA申請書)」をご記入ください。

ご記入例をご確認のうえ、「非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書(NISA申請書)」をご記入ください。  
※株式数比例配分方式については、裏面の【配当金受取方法のお申し込みについてのご留意事項】をお読みください。

## ステップ3 必要書類がそろっているか、ご確認のうえ、ご提出ください。

### ご提出の前に再度ご確認ください

- 弊社へマイナンバーの告知がお済みの方
  - NISA申請書(非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書)
  - 本人確認書類
- 弊社へマイナンバーの告知がお済みでない方
  - NISA申請書(非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書)
  - [A]個人番号(マイナンバー)確認書類
  - [B]本人確認書類
  - [C]個人番号(マイナンバー)告知書兼提供書

■非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書(NISA申請書) ご記入例

1 お客様の口座番号  
をご記入ください。

3 住所・氏名・生年月  
日・電話番号をご記入  
ください。

4 株式数比例配分  
方式を申し込む際は  
□にレ点でチェックし  
てください。  
※上場株式等の配当金  
を非課税とするためには、  
お申し込みが必要です。  
下記のご留意事項をご確認  
のうえ、お申し込みください。

2 お書きいただいた日  
付をご記入ください。

ご記入事項を訂正さ  
れる場合には、必ず  
二重線で抹消し、  
訂正印を押印して  
ください。  
(修正液はご使用に  
なれません。)  
(訂正例)  
東京都千代田区  
日本橋丸の内××

2703 SMBCH興証券株式会社 御中 2017.10

提出年月日 平成××年×月×日

口座番号 係コード

0 1 2 3 4 5 6 7 8

### 非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書(NISA申請書)

租税特別措置法第37条の14第6項の規定により、同条第5項第6号に規定する非課税適用確認書の交付を申請します。併せて、租税特別措置法第9条の8及び同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受けたいので、同条第5項第1号の規定により、この旨届け出ます。非課税管理勘定の設定については平成30年1月1日～平成35年12月31日までの勘定設定期間において毎年設定ください。個人番号(マイナンバー)は、別紙にて届け出ます。(関係法令により不要である場合を除く)

**1. 現在のご登録内容について**  
太枠内をご記入ください。

|               |                   |      |              |
|---------------|-------------------|------|--------------|
| フリガナ          | 〒×××-×××××        | 電話番号 | 03-1234-5678 |
| 住所            | 東京都千代田区丸の内×××-××× |      |              |
| フリガナ ニックウ フロウ | 大正・昭和・平成          | 生年月日 | ×年×月×日       |
| 氏名(自署)        | 日興 太郎             |      |              |

**2. 非課税口座を設定しようとする日の属する年:** 平成30年 ※ただし、非課税口座の開設が左記の年を経過した場合、開設した日の属する年といたします。

**3. 配当金受取方法のお申し込みについて**  
留意事項を確認しましたので、株式数比例配分方式(証券口座経由で配当受取)を申し込みます。  
※留意事項を十分にご確認のうえ、お申し込みの場合は、□にレ点でチェックしてください。

|     |         |                                |           |     |
|-----|---------|--------------------------------|-----------|-----|
| 社用欄 | 名称・所在地  | 確認書番                           | 勘定の種類と勘定年 | 営業店 |
|     |         | 受理日                            | 受付者       | 営業店 |
|     | NBS     | 個人番号(マイナンバー)告知書兼提供書            | 平成30年     |     |
| 受付者 | 告知書兼提供書 | 個人番号(マイナンバー)告知書兼提供書            | 平成30年     |     |
|     |         | □受入済(初回受入)                     | <摘要>      |     |
|     |         | □過去告知済のため受入不要(問合せ専用)に該当する(受入済) |           |     |

(施7) 2703AN

株式への投資をご検討の方は必ずお読みください。

【配当金受取方法のお申し込みについてのご留意事項】

- ① NISA口座で保有している上場株式等の配当金について非課税措置の適用を受けるためには、**株主権利確定日までに「株式数比例配分方式(配当金を証券会社のお取引口座で受取る方法)」に変更する**必要があります(郵便局窓口等や指定の銀行口座で受領する方式では、配当金は課税され、確定申告を行っても還付されません)。
- ② 複数の証券会社に証券口座をお持ちの場合、**他社での配当金受取方法も「株式数比例配分方式」に変更**されます。
- ③ 「株式数比例配分方式」は、お客様が保有している**全ての上場株式等の配当金が同方式でのお受取りとなり**、一部の銘柄だけを指定することはできません(但し、国内上場外国株式は対象外)。従って、**郵便局窓口等や指定の銀行口座での受領はできなくなります**。
- ④ 「株式数比例配分方式」をお申し込みいただいた場合、本申込書の記載内容・添付書類に不備がなければ、NISA口座の開設前であっても、「株式数比例配分方式」のお申し込みを受け付けます。
- ⑤ 信託銀行に開設された特別口座に残高がある場合、または複数の証券会社に証券口座を保有している場合で、その証券会社が「株式数比例配分方式」の取り扱いをしていない場合は同方式をご利用いただけません。

【その他ご留意事項】

申請の結果(NISA口座開設可否)につきましては、税務署からの連絡があり次第、書面にてお客様へご連絡いたします。なお、申請いただいてからご連絡までには、1か月程度の日数を要する場合があります。

制度内容について、詳しくは制度概要パンフレットや弊社ホームページをご覧ください。